

第3部

青森県の子ども・若者の現状と未来

—「青少年の意識に関する調査」（平成28年度）から—

青森県の子ども・若者の現状と未来 —「青少年の意識に関する調査」（平成28年度）から—

弘前大学教育学部 教授 宮崎 秀一

はじめに

平成28年度の本県における「青少年の意識に関する調査」が実施され結果がまとめられた。前回26年度からの間、子ども・若者をめぐる近年の国の政策動向を振り返るといくつかの変化が見られた。

第1は、家庭の経済状況により、子どもの教育機会、医療、余暇、栄養レベルにまで格差が顕在化するようになった。これを受け平成27年には子ども貧困対策推進法が施行された。またこれに促されるように、欧米に比して遅れをとっていた高校・大学への奨学金政策が従来の原則貸与制から一部に給付制が導入された。

第2には、成年・未成年の年齢区分に関する法制度の変化である。公職選挙法改正により2016（平成28）年7月の参議院選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた。高校3年生から主権者として参政権を行使する時代を迎え、学校教育における主権者教育の重要性がクローズアップされている。これに続き民法上の成年年齢、少年法の適用年齢の引き下げ論議も法制審議会で始動している。

こうした重大な分岐点にあって、政府の子ども・若者育成支援推進本部は平成28年2月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。同大綱は「全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して」をテーマに掲げ、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、の5つを重点課題に取り組むとした。

他方、本県の子ども・若者関連施策の要である「青森県子ども・若者育成支援推進計画」は平成25年度から「あおもりの未来を切り拓く『子ども・若者』を育むために」を基本理念として策定され、基本目標として、I：子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援、II：困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援、III：子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり、の3本を設定し、その下に具体的な11点の重点目標を掲げてきたが、平成29年度までの5年間計画も終盤を迎えようとしている。本調査は、同計画の評価と次期計画へのステップアップにかかる資料でもある。

1 子ども・若者の自尊感情・自己肯定感

前述平成28年の政府「大綱」も指摘しているように、子ども・若者の自尊感情や自己肯定感の有無は彼らの健全な成長の達成度を測る重要な尺度として、この種の調査では常に

注目すべき項目である。

(1) 成長に伴い遞減する自己肯定感

本調査では、「自分のことが好きですか」(問12(1))では自己肯定感を問う質問を継続して設定している。「自分自身を大切にしていますか」(問13)の回答結果と合わせ、前回の分析で『『大切』なのに『きらい』になってくる』と評した傾向は今回も同様である。小学生の9割以上、中学生・高校生でも8割以上が自分を「大切」であると思っているにもかかわらず、自分が「好き」と答える割合は小学生78.3%→中学生61.9%→高校生52.6%と、成長につれて低下する。今回「好き」の比率は全体で4.7%、特に中学では10%上昇したが、前回調査でも述べたとおり、自分が「きらい」と考える自己肯定感に乏しい小学生がなお2割強、中学生4割弱、高校生5割弱という数値は全国的傾向であり、主要国との国際比較では目立って高い。

(2) 自分自身への不満要因

自己を「好き」と思えない背景にある不満や悩みは種々考えられるが、本調査中の関連質問項目としては、自分の性格、外見、勉強の成績(問12(2)①~③)の満足度に関する項目がある。

子どもが上級学校に進むほど、自分を「好き」と答える割合が少なくなるのに比例して、これら3項目ともに上級学校の生徒ほど満足度が低下しており、両者間には一定の相関性があると推察できる。特に「性格」と「外見」についてその傾向は顕著である。そしてその傾向は女子で一層際だっている。

今回のデータでは、自分が「きらい」と答えた(自己肯定感を欠く)割合は、小学男子16.7%・女子26.9%、中学男子31.5%・女子44.3%、高校男子41.3%・女子55.3%であった。

他方、自分の「性格」を不満とする割合は、小学男子29.5%・女子34.8%、中学男子38.7%・女子55.9%、高校男子49.2%・女子68.4%である。同じく「外見」については、小学男子37.1%・女子46.3%、中学男子58.9%・女子73.9%、高校男子62.6%・女子83.9%とさらに満足度は下がる(なお、「成績」についての性差はわずかで、不満と答えた割合は、小学生45.8%、中学生69.4%、高校生70.5%であった)。

(3) 家族関係・学校生活の満足度等と自己肯定感の相関性

家族関係(問12(2)⑤)および学校生活(問8(1):設問は「学校生活は楽しいか」)における満足度は、いずれも8割を超える高い結果が出た。小・中学生対象の直近全国調査(平成26年7月実施)と比較すると、家族関係では全国86.0%に対し本県が86.8%とほぼ同じだが、学校生活では全国が80.6%なのに対し88.9%と大きく上回る(全国データは平成27年版『子ども・若者白書』)。本県は高校生も家庭・学校とも80%を超える満足度であり、かつ経年変化を見ても平成22年以来この水準を維持していることは特筆に値する。

今回はこれらの満足度と自己肯定感との相関性を分析した。クロス集計データが示すように、家族関係と自己肯定感、学校生活と自己肯定感相互間には一定の相関性が認められ

る。具体的には、自分を「好き」であると回答した自己肯定感の高い 206 人では、家族関係に「とても満足」している者の割合が 161 人で 78.2% に上る。「どちらかといえば満足」の 37 人・18% を加えると 96% を占めた。逆に家族関係に「とても満足」の 551 人の自己肯定感は、自分を「好き」が 161 人・29.2% あり、「どちらかといえば好き」の 268 人・48.6% と合わせると約 78% である。

同様に、自分が「好き」で学校生活が「楽しい」と答えたのは 77.3%、「どちらかといえば楽しい」18.9% と合わせると 96.2% になる。学校生活が「楽しい」と感じる者の 29.2% が自分を「好き」、48.4% が「どちらかといえば好き」と答え、やはり合計 77.6% に達する。

さらに、「他人を大切にしていますか」（問 14）という他者への思いやりの感情と自己肯定感との相関性についても分析したところ、自分が「好き」な者の 77.7% は「他人を大切にしている」、18.4% が「どちらかといえばしている」で計 96.1%。反対に「他人を大切にしている」者のうちでは、25.6% が自分を「好き」、46.6% が「どちらかといえば好き」と答え（計 72.2%）、かなり高い相関性を示すデータが得られた。

以上から、家族関係の満足度が高く学校生活に充実感をもつ児童生徒は、自己肯定感も高く、また他者への思いやりの心情と自己肯定感とは表裏一体の関係にあるということが推察される。子どもの自己肯定感ないしは自己有用感の重要性が叫ばれて久しいが、その基本要件は、家庭や学校において子どもの心が安定し満たされて過ごしているかどうか、という日常の中にあることが改めて確認できた。

2 子ども・若者の抱える困難と問題行動

「困難を有する子ども・若者と保護者への支援」は、政府「大綱」、本県「計画」とともに克服すべき優先課題と位置づけられている。ここでは、それら多様な困難・課題のうち近年最も深刻の度を増している、いじめとインターネットの問題についてとりあげる。

（1）いじめ根絶をめざして

本県教育界にとって平成 28 年 8 月に起きた 2 件の中学生自死事件は、一本稿執筆時点では第三者審議会による審議終結前であるが一公表された状況からするといじめ行為が関係した可能性が高いと指摘されている。本意識調査も「いじめ」に関するいくつかの質問項目を設定している。

①いじめの当事者となった比率

悩みごとの種類を問う設問（問 16）に対し、「いじめのこと」とする回答は全体で回答者約 1,200 人中 27 人 2.2%、校種別には小学校 15 人 3.8%、中学校 9 人 2.1%、高校 3 人 0.7% であった。児童生徒が回答時にイメージする「いじめ」行為は、いじめ防止対策推進法などによる法制度上の定義* とは合致しないであろうが、平成 27 年度の全国のいじめ認知（発生）率=1,000 人当たりの認知件数=は小学校 23.1 (2.31%)、中学校 17.1 (1.71%)、高校 3.6 (0.36%) 特別支援学校を加えた全校種で 16.4 (1.64%) であったことに照らすと決して少ない数字ではないことに留意すべきである。

* 「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされる。暴力行為に限らず、また頻度も反復継続的である必要はなく、被害程度も被害者自身が（主観的にでも）苦痛に感じるならば、広くここでの「いじめ」に該当することとなった。全国の認知件数も平成 23 年度の 7 万 7 千件から同 27 年度には約 22 万 4 千件と大幅に増大している。

②周囲のいじめの存在認知

自分がいじめの当事者となっていないもののスマートフォンやパソコン上に悪口やいじめにつながる「書き込み」を見たことがあるか（問 21(2)）との質問に対し、高校生では「よく見る」11.1%、「ときどき見る」39.9%で、合わせると 51%と半数に上る。中学生も「よく見る」8.1%、「ときどき見る」25.4%の計 33.5%と 3 人に 1 人である。前回平成 26 年調査では高校生で「よく見る」7.3%、「ときどき見る」33.2%、計 40.2%だったので、一気に 10 ポイント以上増えていることになる（中学もそれぞれ 6.0%、20.9%、計 6 ポイント強の増である）。このように、ネットの利用によりいじめが見えにくくなる傾向が本県においても看取される。

③いじめの不当性に関する認識

いくつかの具体的行為を挙げ「悪いこと」に当たると思うか、規範意識を問う設問の 1 つとして設定されている。さすがに「いじめ」（問 25(13)）を「悪いことでない」とする者は稀であり、小学生 0 人、中学生は 5 人、高校生 4 人のみである。

しかし、「気に入らない相手を無視する」（問 25(4)）については、小学生 9 人 2.2%、中学生 25 人 5.9%、高校生 35 人 8.6%、「気に入らない人の悪口をインターネットなどに書き込む」（問 25(5)）でも、小学生は 0 人だが、中学生 12 人で 2.8%、高校生 8 人 2%と少數ながらいじめを肯定する者がある。

（2）インターネット、携帯・スマートフォンの功罪

携帯・スマホを含むインターネットの使用については、平成 21 年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）に基づき、内閣府、総務省、文科省、警察庁など関係省庁が諸施策を講じてきた。学校の教育課程にも情報モラル教育が盛り込まれているが、インターネットの進歩、とりわけ携帯・スマートフォンの普及は子ども・若者に恩恵のみならず、少なからぬ弊害ももたらしている。この点では、ネット犯罪の加害者または被害者になるという目に見える害悪より、ゲームや動画サイトであれ SNS の利用であれ、ネットから離れられないネット依存状況が子ども・若者に蔓延することの脅威の方がより重大であろう。内閣府の調査によると、青少年の保護者のネット利用時間も増加している（36.3%が 1 日 2 時間以上、平均 120 分）（『平成 27 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査・調査

結果（概要）』同 28 年 3 月）。今後は保護者に対しても適切なネット利用の啓発・指導が必要になるであろう。

①携帯・スマホの所有状況（問 19(1)）

子どもが「自分専用」を持つ携帯・スマホは、前回調査に比してさらに増加の一途をたどっている。高校については、携帯 10.6%、スマホ 94.8%を合わせると 100%を超える、いわば飽和状態である。一方、26 年調査では、まだ携帯・スマホを合わせても 34.7%しか所有していないなかった中学生が今回調査では 58%と過半数に達し非所有者が少数派に転じた。小学校も前回の 31.4%から 38.8%へと拡大した。

②使用時間（問 19(5)）

1 日の使用時間については、中学生、高校生が驚くほど長時間使用している。1 日 2 時間を超えて使用する割合が中学生で過半数を上回る 51.4%、うち 4 時間までが 13.5%、4 時間～5 時間も 13.5%、5 時間を超える者も 6.1%である（1～2 時間は 25.3%。30 分～1 時間が 8.6%、30 分未満 14.7%）。高校生は、使用 1 日 2 時間未満は 29.3%に過ぎず、2～3 時間が 23%、3～4 時間の層が最も多く 25.6%、4～5 時間が 12.7%となっている。さらに 5 時間を超える者 9.4%の中には自由記述欄に「10 時間（以上）」（3 人）、「10～12 時間」「12 時間」などとある。「24 時間」（2 人）との記載は冗談半分だと思うが、食事・睡眠などのいわゆる第 1 次的時間をも削ってスマホ漬けの生活を送る者がいることをうかがわせる調査結果である。実際「1 日 1 食で 20 時間ぶっ続け、停電にいらだち、物に当たる」など若者のネット依存の深刻化も報じられている（『朝日新聞』2017 年 1 月 7 日）。

内閣府による平成 27 年度の前記青少年のインターネット利用環境実態調査では、2 時間以上使用する高校生は全国平均で 70.3%、中学生は 46.1%となっている。青森県の高校生（70.7%）、中学生（51.4%）はこれを上回っており「警戒水域」に達しているといつてよい。

③ネット被害の実態（問 21(4) (5) (6)）

SNS を用いて他人を誹謗・中傷することが、いじめの手段となっていることは上述したとおりであるが、子ども・若者が有害サイトや SNS の利用などによりネット被害となることも重大な問題である。本調査でもネット被害に関連した質問項目を設定している。

ネットで知り合った人の「電話での会話、メール等のやりとり」はすでに広がっており、特に高校生の半数以上、中学でも 3 人に 1 人以上の割合に上っている。特に、どの校種でも男子より女子の割合が多い。そうして知り合った人と「実際に会った」ケースとなるとまだ中学生で 1 割、高校生で 2 割と少ないものの、やはり女子の割合が多い。現実のネット被害につながりかねない「自分の写真や個人情報の送信」についても中学生、高校生の一部で行われていることに留意しなければならない。

警察庁によると、平成 27 年度中にコミュニティサイトに起因して犯罪被害にあった 18 歳未満の者は 1,652 人にも上り、児童買春（2 割強）や青少年保護育成条例淫行禁止違反（4 割強）などの被害に遭っている。この被害事例のうち、次項で見るフィルタリング機

能の利用が無かったケースが実に 94.8% に上ったという（警察庁広報資料「平成 27 年度における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」平成 28 年 4 月 14 日 https://www.npa.go.jp/cyber/statics/h27/h27_community.pdf）。

④ フィルタリング機能の活用（問 19(7)）

フィルタリングは有害サイトへのアクセスを防ぐためのもっとも簡便かつ不可欠な手段であるが、依然としてフィルタリングが十分に機能しているとはいえない状況にある。前掲内閣府の調査によれば、全国的にもフィルタリング等の閲覧制限機能の利用率は頭打ちである（高校生のスマホの場合で平成 27 年度 47.4%）。本県についてはどうであろうか。ほぼすべての高校生が所有している携帯・スマホについてみると、前回、スマホのフィルタリング機能に関して 65.9% が有効であったものが、今回（携帯＋スマホ）は 56.3% に低下し、逆に無効は 18.5% から 22.9% に上昇している。

実際、年齢制限サイトへのアクセス（パソコン利用を含む）についての質問（問 21(1)）では、「よくアクセスする」が前回の 3.6% から 9.4% へ「ときどきアクセスする」も 12.5% から 14.8% に増加し、逆に「アクセスしたことはない」は 78% から 65.2% に低下している。

携帯・スマホを含むインターネットの使用については、青少年インターネット環境整備法・第 6 条（保護者責任）「保護者は、・・・その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。2 保護者は、携帯電話端末及び PHS 端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。」との規定に照らし、本人・保護者間のルール設定が肝要であり、使用時間、使用場所とともにフィルタリング機能設定は必須であることを再認識すべきであろう。

⑤ 使用時間とフィルタリング機能の関係

今回の調査結果について、フィルタリング機能の有無と携帯・スマホの利用時間との関係についてクロス集計を行ってみたところ、一定の相関性が見られた。中学生の 1 日の携帯・スマホの使用時間が 2 時間未満の場合、フィルタリング機能が有効となっている割合は 40% 台であり無効は 10% 以下である。高校生も 2 時間未満使用者は有効が 60% 前後なのに対し無効が 10～25% と明白な開きが見られる。より長時間使用する場合、明確な傾向は見られないが、フィルタリングを有効としている者では携帯・スマホを 4 時間以上使用する者が中学生では 17% にとどまるのに対し、無効としている者では 31.3% に上る。同じく高校生の 4 時間以上使用者のうち、有効にしている者は 20.7% であるのに対し無効にしている者は 26% であった。

⑥ ネット乱用・ネット被害への対応（問 21(8) (9)）

今回の調査では、携帯・スマホを含むインターネットの使用について家庭内ルール設定およびネットリスク学習機会の有無について質問した。

家庭内ルールがあるのは、小学生7割弱、中学生6割強、高校生5割弱にとどまった。ルールの内容としては小・中学生では利用時間（小38.9%、中30%）と、困った際の保護者への相談の約束（小29.7%、中25.7%）が多く、高校生はパスワードなどの情報管理（20%）や利用料金の上限など（19.1%）が中心で、利用時間は11.1%、相談は12.6%と低い。前述のとおり、長時間利用の弊害やネット被害が高校生に及んでいることからすると楽観的すぎる現状といえよう。

ネットの危険性についての説明や学習機会については、学校が圧倒的に多い（小7割弱、中8割、高9割弱）。いわゆる情報モラル教育が普及・浸透しつつあるといえよう。これに比して、親から教わった者の比率（小42.5%、中25.1%、高14.8%）は低い。

⑦読書と携帯・スマートフォンの使用（問22・問19(5)）

今回新設された質問に読書（漫画等を除く）への志向と読書時間がある。読書への志向については、学校種にかかわらず70%の児童生徒が「好き」であるとの回答があった。

1ヶ月当たりの読書冊数は対象となる書籍1冊当たりの分量を考慮しなければならず、単純比較は難しいが、小学生で多く、高校生は少ない傾向が明瞭に見られる。

読書時間の比較では、1日1時間以上の比較的まとまった読書時間を確保する者は小学生16.5%、中学生18.2%、高校生15%とあまり大差ないが、読書を「全くしない」者の割合だけは、小学生15.6%、中学生22.4%なのにに対し、高校生が40.2%と際だっている。

そこで、1日の読書時間と携帯・スマートフォン使用時間との関連の有無をクロス分析してみた。結果は中学生と高校生においては両者間に一定の相関性が見られた。高校生を例にすると、1日スマートフォン使用時間が2時間以上から5時間以上まで増えるにつれて、1日の読書時間が「全くない」<スマートフォン派>の割合が増える傾向が見られる（スマートフォン使用時間2時間以上4時間未満：読書ゼロ36.7%、スマートフォン4時間台：同42.3%、スマートフォン5時間以上：同54.1%）。同様に中学生の1日読書時間が「全くない」者55人について見ると、スマートフォン使用時間2時間以上4時間未満：読書ゼロ25.3%、4時間台：同30%、5時間台：同42.9%と漸増する。ただ、逆に読書時間1時間以上の者（もともと高校生約400人中58人と少ないが）でスマートフォン使用時間2時間未満の<読書派>は16人27.6%と少なく、半数の29人は3時間以上（12人は4時間以上）使用しており、意外に、読書にもスマートフォンにも時間を費やす<二刀流>も少なくない。

本調査における1日の読書時間回答項目が最大で「2時間以上」であるのに対し、携帯・スマートフォンの利用時間は最大「5時間以上」と設定されること自体、現代生活に占める両者の比重を象徴している。しかし近年はネット上で雑誌・新聞に限らず小説や専門書も読むことが可能となっており、今後、調査項目そのものも修正を迫られるかもしれない。

3 社会の担い手としての期待。

本県「子ども・若者育成支援推進計画」は「あおもりの未来をつくる人財の育成」（＝『青森県基本計画 未来を変える挑戦』「教育・人づくり分野」の政策の柱）をめざすものでも

ある。またすでに繰り返し述べたように、法制度上の成年年齢が原則として 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられる可能性が高まっており、子ども・若者の自立に向けた育成支援が一層重要性を帯びることと思われる。以下では、子ども・若者に地域やこの国の将来を担う社会の一員としての資質に関わる項目を取り上げる。

（1）地域社会への愛着

この調査冒頭の質問「あなたが住んでいる地域が好きですか」（問 2(1)）に対し過去 10 年を超えて小・中・高の区別なく毎回ほぼ 8 割以上が「好き」と答えている。理由は「人の優しさ」と「自然の豊かさ」が常に上位に挙げられてきた。他方、調査終盤の質問「いま住んでいる地域に将来も住み続けるのは当然」か（問 26(5)）に対しては、否定的回答が高校生で 5 割、中学生 4 割、小学生でも 3 割に上り、「住み続ける」は中学・高校生で 1 割台、小学生でも 3 割に満たない少数派に属する。後者は一般論に対する是非を問うたものであり、回答した児童生徒自身の定住意識の本音を聞いてみたいところである。

最近 1 年間の地域活動への参加の有無（問 4：複数回答）については、「祭り」には全体の約 6 割が参加したと回答したが、リーダー的存在と期待される高校生については、他の活動は「子ども会・町内会行事」の 13.3% が最高で 36.0% ほどの活動にも参加していない。またボランティア活動（問 5）についても、「よく活動している」「時々活動している」を合わせても、中学・高校生ともに 2 割にとどまり、4 割ないし約半数は「活動したことがない」。この背景には一方では勉強や部活など学校生活の多忙さがあり、他方では地域への関心の低下とテレビやネットを通じたエンターテイメント情報の多様化などとの関連が推測される。

ただ、本調査における「(あなたが住んでいる) 地域」の定義—県、市町村、小・中学校区など身近な周辺居住地域のいずれのレベルか—は曖昧であり、子ども・若者の地域アイデンティティに関しては解明困難な部分が残る。

（3）政治的・社会的関心の高まり

①新聞・テレビ等のニュース視聴（問 7(1)）

参政権年齢が引き下げられる中、「政治問題や社会的事件」（前回は「世の中の出来事」）の新聞・テレビニュース等における視聴機会は必ずしも増えてはいないようである。「毎日」視聴の割合は小学生（40.8%）・中学生（32.7%）・高校生（27.1%）と上級学校ほど少ないが、「ときどき」を含めると、いずれも約 8 割程度が視聴していると回答している。視聴「なし」は高校生が 20.3% で最も多い。

ニュースを知る媒体は、新聞・テレビから一情報の信頼性などの問題はあるが—インターネットへと移行する時代である。携帯・スマホは時間と場所の制約がない利点があるが、現時点では高校生による活用は他の用途を大きく下回り 31.5% にとどまっている。

②政治問題・社会的事件の対話機会（問 7(2)）

今回は「政治問題や社会的事件」について家族や友人と話す機会があるか否かについて

質問を設けた。「よく」話す割合はどの校種とも1割強、「ときどき」話すが4割台であり、合わせて半数以上はこのような分野の話題についても対話機会をもっているというまずまずの結果であった。先般の公職選挙法改正の背景には、20代から30代の若者層の著しく低い投票率、ひいては政治的無関心への危機意識があったといわれる。今後は、子ども・若者が、国民・地域住民として様々な政策や地域課題に対して、自分の意見を主体的に持ち発言できるよう育成することが求められるだろう。

(4) 社会生活における規範意識の高さ

回答者自身の過去のルール違反体験を問うた質問（問23：深夜無断外出、問24：条例の禁じる凶器購入・所持）についてはほとんど違反経験がない。また自身の性格としてのルール遵守傾向（問12(3)①）についても、3割が「そう思う」、半数が「ややそう思う」と自己評価している。種々の具体的行為についての違法性の認識を問われたことに対しても、暴力、薬物、万引き、いじめ、殺人・傷害など明らかな犯罪や違法行為については圧倒的多数が「悪い」と良識ある判断を示した。

しかし、道徳規範に近い項目（常習的遅刻、友人の約束違反、服装等校則違反）などについては、「やや悪い」とする消極的回答も一定数見られる。特に、高校生レベルとなると、場合・状況によっては正当な事由もありうるという判断が働くのかもしれない。

(5) 社会規範意識と政治・社会問題の日常対話

社会規範の中でも、(ア)自転車二人乗りやスマホ操作運転を禁止する道路交通法改正などの新ルール、(イ)他人に自分の個人データ送信による重大事件の発生、のように近年問題視され浮上したものについては、新聞記事・ニュースの視聴や家族・友人との会話が多いほど規範意識が定着すると考えられる。

これら2つを例に家族・友人と政治・社会的事件についての対話の有無をクロス分析した結果、「よく話をする」層では、(ア)を「悪い」とする者が79.4%なのに対し「話すことはない」層では64.1%にとどまり、「やや悪い」は「よく話す」層が16.5%、「話さない」層30.5%であった。同じく(イ)に関しても、「よく話す」層では「悪い」77.1%、「やや悪い」18.0%、「悪くない」4.9%なのに対し、「話さない」層では「悪い」57.5%、「やや悪い」32.3%、「悪くない」10.2%だった。政治・社会問題についての日常対話は、社会の正しいあり方についての確認効果があるといえよう。

おわりに

2回にわたって本県の「青少年の意識に関する調査」の分析を担当した。県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生のそれぞれ約400名、合計1,200名余の回答からは、①家族は安心できる場(95.5%)であり、家族との関係にはおおむね満足している(86.8%)、②学校の先生との関係についての満足度は比較的高く(79.6%)、学校生活は「楽しい」

(88.9%) と感じている、③自分自身を大切に思い (85.4%)、命の尊さを理解 (97.7%) しており、犯罪や違法行為をしてはならないという規範意識（暴力行為 98.9%、未成年者の飲酒・喫煙 92.1%）も高い、というおおむね健全な本県の子ども・若者像が見えてくる。

しかし、こうした平均的な厚い層に属さない子ども・若者が置かれている状況は、逆に少数者であるがゆえに一層困難であろうと推測される。本調査データの細部には、家庭が心安らぐ場ではなく、学校生活は苦痛で、自暴自棄に陥り問題行動をとる者も少數ながら存在することへの警告も潜んでいる。

他方、いじめの発生やネット依存の問題は特定の子ども・若者に限定されない。いじめ加害者でも被害者でもない大多数の者が、周囲で起きるいじめには関知（まして阻止）しないことが「普通」であり、今や高校生のみならず中学生にも必需アイテムとなりつつある携帯・スマホの使用時間は1日2時間以上が当たり前になっている現象がある。

また、目に見えにくい形で子ども・若者の成長に重大な影響を与えていたのが自己肯定感の低下である。自分自身のことを「きらい」と思う割合が小学生で21.7%、中学生38.1%、高校生では47.4%と拡大し、さらに女子の方が男子より多い傾向がはっきりしている。

ただ、このデータのように、年齢、性差によって見られる傾向が、むしろ子どもの成長の現れであるという場合もあり、単純明快には解釈できないことも少なくない。例えば、約束を守らないという行為が善か悪かの問い合わせに対しても、高学年ほどいづれか一方の一法律判断ではなく、「条件付き」または相対的な判断として「どちらともいえない」または「(必ずしも) 悪くない」を選択する。

事ほど左様に、意識調査から子ども・若者の実態を読み解くことは容易ではないが、子ども・若者の健全育成関連施策の見直しに当たっては多くの示唆を与えることは間違いない。平成30年度からの第2期「青森県子ども・若者育成支援推進計画」の策定に活用されることを期待したい。

最後に私見として、本調査を補強するためにも、当事者の声を聴取し関連施策に反映させるためにも、本県の「未来を切り拓く子ども・若者」の代表メンバー（中学生、高校生、大学生、若手社会人）から成る委員会（仮称「青森県子ども・若者会議」）を設置し、または子ども・若者関連施策に関する各種審議会に子ども・若者代表を参加させる、などの思い切った方策を探るべきではないかと考える。